

お客様各位

松本信用金庫

個人番号の預金口座付番に係る利用目的の変更（追加）について

松本信用金庫（以下、当金庫といいます）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり変更（追加）しますのでお知らせいたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので申し添えます。

記

個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 預金口座付番に関する事務のため

* 下線部分に変更（追加）の箇所です。

以上